

第9回ローマ字小委員会・議事録

令和 7 年 6 月 3 日 (火)
10時 00分 ～ 12時 00分
文部科学省 15 階 15F 特別会議室
(併 オンライン)

〔出席者〕

(委員) 森山主査、滝浦副主査、大島、川口、木村、齋藤、棚橋、常盤、長岡、
成川、古田、前田、村上、山本(真)、山本(玲) 各委員(計 15 名)
(文部科学省・文化庁) 山田国語課長、中田国語課長補佐、武田主任国語調査官、
鈴木国語調査官、町田国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会ローマ字小委員会委員名簿
- 2 文化審議会国語分科会ローマ字小委員会の会議の公開について(案)
- 3 ローマ字小委員会における審議事項及び予定(案)
- 4 ローマ字のつづり方に関する今期の審議のまとめ
(令和 7 年 3 月 11 日 国語分科会)
- 5 答申案の構成例(案)
- 6 前期の審議のまとめにおける「検討の整理」の再編例(例)

〔参考資料〕

- 1 国語施策に関する内閣告示における前書きの例
- 2 ローマ字文の分かち書きに関する過去の検討例

〔経過概要〕

- 1 第1回のローマ字小委員会の開催に当たり、山田国語課長から挨拶があった。
- 2 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 3 事務局から配布資料1に基づいてローマ字小委員会に所属することになった委員の紹介があった後、文化審議会国語分科会運営規則に基づき、委員の互選により、森山委員がローマ字小委員会主査に選出され、主査就任に当たっての挨拶があった。
- 4 文化審議会国語分科会運営規則に基づき、森山主査により、滝浦委員が副主査に指名され、副主査就任に当たっての挨拶があった。
- 5 事務局から配布資料2「文化審議会国語分科会ローマ字小委員会の会議の公開について(案)」の説明があり、ローマ字小委員会の会議を公開することが了承され、以降の議事が公開された。
- 6 事務局から配布資料3「ローマ字小委員会における審議事項及び予定(案)」について説明があり、説明に対する質疑応答が行われた。
- 7 事務局から配布資料4「ローマ字のつづり方に関する今期の審議のまとめ(令和 7 年 3 月 11 日 国語分科会)」及び配布資料5「答申案の構成例(案)」について説明があり、説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。

- 8 事務局から配布資料 6「前期の審議のまとめにおける「検討の整理」の再編例（例）」及び参考資料 1「国語施策に関する内閣告示における前書きの例」について説明があり、説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 9 事務局から配布資料 4「ローマ字のつづり方に関する今期の審議のまとめ（令和 7 年 3 月 11 日 国語分科会）」の付表について説明があり、説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 10 次回のローマ字小委員会について、令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 3 時から 5 時まで、オンラインで開催する予定であることが確認された。
- 11 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○山田国語課長

国語課長の山田でございます。今期最初のローマ字小委員会の開催に当たり、私から一言御挨拶を申し上げたいと思います。

国語分科会におきましては、令和 4 年度からローマ字に関する具体的な検討を重ねていただいています。これらの議論を踏まえ、令和 6 年 5 月 14 日の文化審議会において、文部科学大臣から「これからの時代におけるローマ字使用の在り方について」諮問がなされました。この諮問を受け、国語分科会でこのローマ字小委員会を設置し、ローマ字使用の在り方について、これまで精力的に御議論いただけてきたところです。

この間、国民の皆様に対する意見募集も実施し、その結果を踏まえて更に検討を加えていただいた成果ということで、本年 3 月 17 日に「ローマ字のつづり方に関する今期の審議のまとめ」という御報告を頂戴しております。今期については、前の期のまとめに基づき、今年度中の答申に向けて、審議を更に進めていただければと考えております。

委員の皆様には、大変御多忙の中とは存じますが、国語におけるローマ字が将来にわたって適切に用いられ、円滑な言語コミュニケーションに資するものとなるよう、引き続き活発な御議論をよろしくお願い申し上げます。

【森山主査を選出】

○武田主任国語調査官

それでは森山主査から御挨拶いただきたいと思います。

○森山主査

森山でございます。今期、いよいよ答申への最終調整の段階に入ったと思います。身の引き締まる思いです。これから先に残っていくものということで、残りの課題や、一つ一つの例に至るまでしっかり検討して、少しでも良いものを作っていければと思います。皆様と一緒にしっかり進んでいきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

【滝浦副主査を選出】

○武田主任国語調査官

滝浦副主査から御挨拶いただけますでしょうか。

○滝浦副主査

皆様、こんにちは。滝浦でございます。

先ほど、山田課長の御挨拶の中で、令和4年からということで、大変長い時間を掛けて検討してきて、森山主査の下、ここまで来ることができたということを喜ばしく思うとともに、もう最後ということで、身の引き締まる思いがしております。よろしくをお願いいたします。

最後に向けてということで思い浮かんだことがあります。今日の議論などもそういうところがあるかと思いますが、細かいことについて、これはどうするという検討に入っていくと思います。そうすると、出来上がったものが、原則はすっきりしているが、「なお〇〇」と、なお書きがたくさん付いて、結局何が言いたいかわからなくなるといったこともあり得るかと思っております。決めたもの自体もそうですが、その書き振りの、ユーザー目線で使ってもらうことに意味があると思いますので、そうした面で知恵を絞って結集して、良いものが出来るようにしていければと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○武田主任国語調査官

ありがとうございます。

それではここからの議事につきましては森山主査をお願い申し上げます。

○森山主査

それでは、配布資料2「文化審議会国語分科会ローマ字小委員会の会議の公開について（案）」を御覧ください。これは5月20日の国語分科会で御了解いただいた「文化審議会国語分科会の会議の公開について」に倣った案で、ローマ字小委員会の会議について、公開の在り方を定めようとするものです。

事務局から説明をお願いします。

○武田主任国語調査官

議事の公開について確認したいと思います。配布資料2「文化審議会国語分科会ローマ字小委員会の会議の公開について（案）」にありますように、先ほどの人事を行うような場合など、主査が特別に公開しない方がよいというとき以外は、会議は原則として公開することになります。また、会議については傍聴の方が入り、会議資料と議事録も全て基本的に公開されます。

簡単でございますが御説明いたしました。

○森山主査

ありがとうございます。ただ今の御説明について質問等がありましたら、お願いします。

（→ 挙手なし。）

特に御異議がないということですので、「文化審議会国語分科会ローマ字小委員会の会議の公開について（案）」は、御承認いただいたこととします。以降の議事については、オンライン上で公開することにいたします。

それでは、「ローマ字使用の在り方」について、具体的な議事に入ることにしたいと思います。

初めに、今期の審議事項と予定について確認しておきたいと思います。今期は、昨年度の審議のまとめである配布資料4「ローマ字のつづり方に関する今期の審議のま

とめ（令和 7 年 3 月 11 日 国語分科会）」を答申の形に整理していくというのが審議事項となります。

それでは、配布資料 3「ローマ字小委員会における審議事項及び予定（案）」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○山田国語課長

配布資料 3 を御覧ください。今期の審議事項としましては、昨年 6 月、文部科学大臣から諮問された「これからの時代におけるローマ字使用の在り方について」に基づき、引き続き審議をお進めいただきたいと考えております。

具体的には、前期の終わりに示していただいた審議のまとめに基づき、用語、用例など、より細かな部分の見直し、確認などをお願いしたいと考えております。この答申は今後、内閣告示という形で世に示されることを踏まえ、最終的な整理も含め、答申に向けた案としておまとめくださるようお願い申し上げます。

当面の予定としては、配布資料 3 にあるとおりですが、おおよその時期としては、今年の秋頃までには文化審議会として答申いただくことを想定しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○森山主査

ありがとうございました。ただ今の御説明に関して何か御質問等がありましたらお願いいたします。

（ → 挙手なし。）

それでは次に、配布資料 5「答申案の構成例（案）」を御覧ください。ただ今の御説明にありましたように、前期の審議のまとめを答申の形に整理していくに当たって、まずは答申の構成について御意見を頂きたいと思えます。

初めに、答申の名前、タイトルの案についてお考えいただきたいと思います。配布資料 5 の前半部分について、事務局から御説明をお願いいたします。

○武田主任国語調査官

資料 5 の前半として、答申のタイトル案、答申名について伺いたいと考えております。

案として「改定ローマ字のつづり方」とお示ししています。過去の内閣告示の改定に関わるような答申については、全てこのようなタイトルになっています。例えば、当用漢字音訓表は、当用漢字改定音訓表として答申されています。一番近いところでは、常用漢字表は昭和 56 年のものでしたが、これが平成 22 年 6 月に改められたときには、改定常用漢字表となっています。これらに基づき、今回の答申の名前も「改定ローマ字のつづり方」としてはどうかという御提案でございます。

○森山主査

ありがとうございます。ただ今の御説明につきまして、何か御質問がありましたらお願いいたします。

（ → 挙手なし。）

これまでの例から考えますと、ただ今の御説明にありまして、答申名は「改定ローマ字のつづり方」ということになろうかと思いますが、何か御意見はありませんでしょうか。

（ → 挙手なし。）

では、ローマ字小委員会としては、答申名を「改定ローマ字のつづり方」とすると

いうことを確認して、話を進めてまいりたいと思います。

次に、答申案の構成について御検討いただこうと思います。本日の配布資料4として、前の期の審議のまとめをお示ししていますが、この内容を基に必要な検討を加えて、答申案へと整理していくことになります。

そこで、配布資料5の後半には、前の期の審議のまとめをどのように構成するとよいのかについて、案を用意しております。まず、この配布資料5の後半部分について意見交換を行っていきたいと思います。

それでは、配布資料5の後半部分に関して、事務局から御説明をお願いいたします。

○武田主任国語調査官

それでは、構成の案につきまして、御説明申し上げます。

配布資料4の前期の「審議のまとめ」は、目次にありますように、まず「はじめに」があって、それから、1から7の事項が並んでいます。その後に「今期の検討の整理（案）」の部分が、言わば今後内閣告示になっていく中心的な部分となっています。それと「本表」「付表」「参考資料」という順番で示されていました。

これを「改定ローマ字のつづり方」という答申にしていくときに、どのように再構成するのがよいかということですが、まず、内閣告示になっていく中心的な部分というものをきちんと固める必要があらうかと思います。

この配布資料5の下に四角で囲ってある「Ⅱ 改定ローマ字のつづり方」というところが、今後、内閣告示になっていく部分となろうかと考えております。

この部分については、前書き、本表、添え書き、参考としての付表という順番にするのはどうかということです。

この「Ⅱ 改定ローマ字のつづり方」を中心にしつつ、これまで、その考え方について説明していた部分は、言わば前書きのような形で、「Ⅰ 改定の考え方」として、これまで1から7に示していたものを整理し、1から8として、内閣告示となる部分を説明してはどうか。また最後に、これまでと同様に参考資料を付けるといった構成を案として御用意いたしました。

これについて御検討いただければと思います。

○森山主査

ありがとうございました。ただ今の御説明に関して、何か御質問がありましたらお願いいたします。

（→ 挙手なし。）

それでは、ただ今の御説明のあった構成に関して御意見を頂きたいと思います。改善点等、どんなことでも構いませんので御発言をよろしくお願いいたします。

○村上委員

この「Ⅱ 改定ローマ字のつづり方」は、「前書き」「本表」「添え書き」「付表」とありますが、表は表でまとめて「本表」「付表」として、その後に「添え書き」という構成にしたらどうかと、今見てふと思いました。

○森山主査

事務局からお願いいたします。

○武田主任国語調査官

ありがとうございます。配布資料4の17ページを御覧ください。ここに、現行の内閣告示、ローマ字のつづり方が示されています。これを御覧いただきますと、まず「まえがき」があり、そして、表が二つあり、その後に「そえがき」ということで、今、村上委員がおっしゃったように、まえがき、二つの表、そえがきという順序になっています。

ただ、今回の場合、付表に関しては、ルールそのものではなく参考としてお付けするということになっていたかと思いますので、これは参考であるということが分かるように、「添え書き」の後の方がよろしいのではないかと考えました。「前書き」「本表」「添え書き」は、今回の御検討いただいているローマ字のつづり方の言わばルールの部分です。そして、それらを用いるときの参考として「付表」をその後にお付けするといった考え方で「付表」を最後にしていました。

○森山主査

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○村上委員

承知しました。ありがとうございます。

○森山主査

ほか、いかがでしょうか。

○川口委員

今の御意見があった箇所についてです。新しい答申の構成案だと、「前書き」「本表」「添え書き」「付表」のところに全部かぎ括弧が付いていて、それが答申の内容だということは分かるのですが、その本体が、前の期のまとめの4～6の「前書き」「本表」「添え書き」であるということが分かりにくいのではないかと思います。「本表」と「付表」はどうして並べないのかとを感じるのもよく分かります。「付表」が本体ではなく参考資料であるということが、この構成順だけでは分からないのではないのでしょうか。どこで線引きがされているかが分からないような気がします。順番というよりは、ルールを示す本体がどこまでかを表す方法は何かないだろうかと思った次第です。

○森山主査

では、事務局からお願いいたします。

○武田主任国語調査官

ありがとうございます。次回、お示しするときにその辺りを工夫したいと思います。例えば「付表」に関しては、参考であるということが分かるように、少し段を付けるといったことも考えたいと思います。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○成川委員

こういったケースでは、「本表」「付表」という名称は決まっているのでしょうか。「付表」というと、「本表」を補うもの、「本表」に書くほどではないが、その

決まりに関係することだと思います。この場合は参考表といったニュアンスが強くて、以前との対比を出しているだけです。これまでの「本表」「付表」の「付表」とは少し違うような感じがします。「付表」としないといけないものなのでしょうか。

○森山主査

事務局からお願いいたします。

○武田主任国語調査官

御説明いたします。今の御指摘、非常に大事なところだと考えております。例えば「常用漢字表」においては、後に付いている「付表」も、言わば常用漢字表と同じルールの中にあるものとして扱われています。一方で、「現代仮名遣い」にも「付表」があるのですが、こちらは参考としての扱いになっています。参考であるということがより分かりやすくなるように、その言い方を変えるということももちろんあるかと思ひますし、これまでの例で考えればどちらの場合もあるので、このまま「付表」という言い方をするというのもできるかと思ひます。

ルールとしてではないけれども、歴史的な考え方を示す重要なものということで、参考ではあるが「付表」という名前をそのまま残すという考え方もあるかと思ひますし、例えば「参考の表」など、ほかのタイトルにするというやり方もあるかと思ひます。その辺りについても、よろしければ御意見いただければと思ひます。

○森山主査

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

○滝浦副主査

今の件ですが、配布資料4の14、15ページが「本表」と「付表」になっています。こういう形で今までも見てきたので、「本表」があつて、その次のページに「付表」が来るのだなと勝手に頭の中で構成が出来上がつていて、そのように見る限り、「本表」に対して「付表」が参考資料だということもおのずと分かるというような感じで何となく理解をしてきました。今問題になったところでいうと、この「本表」と「付表」の間に何か入るわけですが、どういうものがどれぐらい入るのかということも関係する気がします。長めのものがしっかり入ってくると、後で「付表」が出てきたときに、何でこの表が後ろにぽつんとあるのだろうと、何となく違和感が出てきそうな気がします。

御説明の趣旨はよく分かるのですが、「本表」があつて、それに対する参考資料としての「付表」が次に来た方が流れとしては自然だなと思つてしまうところがあります。その辺り、今回のこの「付表」というものの位置付けをどう考えるかという話なのかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○森山主査

事務局からお願いいたします。

○武田主任国語調査官

その辺り、是非御意見を頂いて、それを反映する形で整理したいと思ひます。先ほど申し上げたように、現行の内閣告示では、「まえがき」があつて、ルールとしての表があつて、そしてそのルールを補うといひますか、細かい事項に関する考え方が

「そえがき」としてあります。案ではそれに沿って考えていますが、例えば「付表」が参考であっても、本表の後の方が分かりやすいというようなことがもしあれば、次回見比べていただけるようにするといったことも考えたいと思います。

○滝浦副主査

「添え書き」というのは結局、表の解説みたいなものということになるのでしょうか。であれば、ある意味その「添え書き」というタイトルがない方が分かりやすいかとも思いましたが、一応分かりました。また改めて考えます。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○棚橋委員

私も、今、滝浦副主査がおっしゃっていたように「添え書き」の分量などがよく分からなかったのですが、今の御説明を聞いて分かりました。そうであれば「添え書き」があってから「付表」という形でもいいかと思いますが、学習指導要領の学年別漢字配当表などを示すために「別表」という言い方を使っていると思います。この「別表」という言い方にするとまた趣旨が違ってくるのかということを事務局にお尋ねしたいと思います。

○武田主任国語調査官

「付表」というのは、単純に、国語施策の中で、一つの内閣告示の中に表が二つあるときなどはこの言い方を使っているもので、それを踏襲したものです。もしここで「別表」という言い方がよいということであれば、それも是非御検討いただきたいと思います。

○棚橋委員

ありがとうございました。

○森山主査

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

○古田委員

今、いろいろと御意見、御説明を伺っておりまして、「本表」「付表」という形で出すと、そういうそれまでの慣用というのでしょうか、常用漢字表ではこうだったとか、あるいは現代仮名遣いではこうだったというのを知らないで、その「付表」に、実際とは異なる、かなり強い、重要な意味合いを付与するというか、そのように捉えてしまう方が多くなるような気がします。

「本表」「付表」の後に比較的分量の多い「添え書き」が付けられて、その上で示されるという形になるということですが、そもそも「付表」という形で、全体の答申の中で大きな重み付けを与えるほどのものかというところがあります。飽くまで参考資料ということでしたら、もしかしたら「本表」「付表」という形で大きくクローズアップするというようなものとして扱わなくていいのかもしれないと、今伺いながら思いました。全体の答申としての表が一つである方が皆さん受け取りやすいのではないかと意見の一つとして申し上げました。

○森山主査

ありがとうございます。

○成川委員

「付表」とか「別表」とか、「表」を付けるからこのような議論になるのだと思います。例えば、「旧内閣告示との違い」といったタイトルにしておけば、「本表」、「付表」という今までの踏襲といったこととは別の話になるのではないかと思います。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○山本（真）委員

今、古田委員のおっしゃったところは、私も同じように考えておりました。「本表」「付表」という慣例のようなものを知らなくても分かるように、これはこれとして披露するのが望ましいということを考えますと、「付表」という言葉の重みがかなり大きいように感じます。今回の付表というのはどちらかというと新設表というようなニュアンスのものでありますので、特に名前を付けずに「添え書き」のところに参考などとするのも一つかと思いつきながら、申し述べさせていただきました。こだわるものではありません。

事務局にはお手数かもしれませんが、両方見比べてみてどちらがいいか検討した方がよろしいかとも思います。差し支えなければ、いろいろな御意見が出ているものについて、このパターンとこのパターンというように、次回お示しいただくことをお願いできればと思います。

○森山主査

ありがとうございます。この点に関して、事務局からお願いします。

○武田主任国語調査官

今、御意見いただいたことを反映する形で、例を幾つか御覧いただけるようにしたいと思います。ありがとうございます。

○森山主査

ほか、いかがでしょうか。

○川口委員

表の名称についての議論になっていますが、現在の凡例でも、ほかのつづりとの関係を示すためであるとか、対照させているということを書いています。従来のものは「本表」には上げないが、完全に否定して使ってはいけないというようなことではないといった姿勢だったかと思います。有用性も一部あるということなので、「違い」とすると何かこれまでを否定するような気もしなくはないし、表の名称によっては、そういう別のニュアンスが入るように見えるかもしれません。説明に挙げているような「これまでのつづりとの関係」、「対照」あるいは「対照表」といった、中立的な表現で書けるといいかと思いました。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

それでは、この答申案の構成につきましては、本日頂いた意見を反映させて、様々な例も含めて事務局で用意いただいて、更に整理を進めていきたいと思えます。

続きまして、配布資料 6 「前期の審議のまとめにおける「検討の整理」の再編例（例）」を御覧ください。こちらは、前期の審議のまとめのうちのローマ字のつづり方に関する今期の検討の整理を、答申に当たってどのように再整理するかについて、一つの例を示すものです。

この「検討の整理」は、答申の中心的部分に当たるもので、先ほどの配布資料 5 の四角で囲まれた答申案の構成でいいますと、Ⅱ「改定ローマ字のつづり方」の「前書き」と「添え書き」に再編するところです。前期までの「検討の整理」をどのように再編し、内閣告示の型に落としていくか、その一案を示したのが配布資料 6 となります。こちらをたたき台として御検討いただければと思います。

では、この配布資料 6 と参考資料 1 「国語施策に関する内閣告示における前書きの例」について事務局から御説明をお願いいたします。

○武田主任国語調査官

御説明申し上げます。これまでの内閣告示は、おおむねまず前書きがあり、その後に本体がある、というような構成になっています。参考資料 1 を御覧ください。これまでの内閣告示の前書きに当たる部分を例として三つ、お示ししています。

最初に常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）があります。国語施策に関する内閣告示の中で最も新しいものがこちらです。まず、「1 この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである」という文言があります。

「2 この表は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない」。これは、特殊な文字遣いをするような専門分野や小説を書くようなときに、あるいは、個人の方が手紙を書いたり日記を書いたりするときにまで及ぼそうとするものではない、これを参考にしてその範囲でやらなくてはいけないといったものではないということを言っています。

3 番目に、この表は、固有名詞を対象とするものではないということ、4 番目には、これまでの漢字使用を否定するものではないということがあります。

5 番目には、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものだといったことが書かれています。

こうしたことは、「常用漢字表」「外来語の表記」「現代仮名遣い」を見ていただきましても、近い文言が並んでいると確認いただけたと思います。

今回のローマ字のつづり方に関しても、同様に、まず前書きがあって、その後に言わば本体である表があって、そして細かな事項を示す添え書きが示されるといった構成になるかと考えております。

配布資料 4 「ローマ字のつづり方に関する今期の審議のまとめ（令和 7 年 3 月 11 日国語分科会）」の 17 ページ、現行の「ローマ字のつづり方」を御覧ください。

この昭和 29 年の段階では、まだ国語に関する内閣告示は限られており、今のような形に整理されていない面もありました。例えばこの「ローマ字のつづり方」の「まえがき」は非常にシンプルなものになっています。

ただ、ここには、どのような使い方をするのかということで、まず、1 として「一般に国語を書き表わす場合は、第 1 表に掲げたつづり方」を用いること、2 は「国際的關係その他従来の慣例をにわかに改め難い事情にある場合に限」って第 2 表を使う

こと、そして、いずれの場合も「そえがきを適用する」ことが書かれています。

今回、整理していくに当たり、この「前書き」の部分と、表の後の「添え書き」の部分とをどのように書くかということが問題になります。

配布資料6を御覧ください。こちらは、前期の審議のまとめにおける「検討の整理」という部分です。配布資料4でいうと11ページからの部分になります。この「検討の整理」に11までの項目がありました。これを「前書き」と「添え書き」のどちらに持っていくのがよいのかということについて、一つの例をお示しするものです。

配布資料6の1は、構成について、「前書き」「本表」「添え書き」というものになりますということを言っておりました。これは構成の話ですので、1は残す必要はありません。

2です。「本つづり方は、一般の社会生活において、現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころを示したもの」だということを言っています。これは、恐らく「前書き」に当たるような重要な内容であろうと思います。

3、4、ここは発音、促音の問題についての具体的な書き方を言っているものです。これらは恐らく「添え書き」に当たるもの、現行の内閣告示でも「そえがき」にある内容です。

5の長音の話もかなり具体的な事項になりますので、「前書き」ではなくて「添え書き」で説明すべきところかと考えます。

2ページの6は、「'」（アポストロフィー）を使って切れ目を示す考え方です。これも内容としては「添え書き」に当たり、現行の内閣告示の「そえがき」にも同様の内容がございます。

7です。外来語にのみ用いられる音や地域に特有の音等については対象としないというのは、前提となる重要な事項ですので「前書き」に入ろうかと考えております。

8の「固有名詞は、語頭を大文字で書く」、9の複合語における「-」（ハイフン）の使い方、10の文を書くときの注意点も、それぞれ「添え書き」になろうかと考えております。

11については、また後で具体的な文案について検討いただきたいと思いますのですが、少し細かい話になりますので、これも「添え書き」に入るようにお示ししております。

以上、資料の趣旨がお分かりになりにくいかもしれませんが、これまで「検討の整理」として、内閣告示の中心的な内容になろうということで検討いただいていた11の項目を、どのように実際に再編するのかについて、「前書き」に持っていくもの、「添え書き」に持っていくもの、どちらにするのがよいのか、一つの案をお示ししております。

○森山主査

ありがとうございました。議論は後ほど進めていくことにいたしまして、まず、御質問等がありましたら明らかにしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（→挙手なし。）

それでは、議論に入っていきたいと思います。いかがでしょうか。

○前田委員

御説明、大変よく分かりました。どうもありがとうございました。

質問です。参考資料1に、国語施策に関する内閣告示における前書きの例ということで、他の、これまでの国語施策に関する前書きが挙がっています。ここには、例えば3、4、5のように、こういう拘束力はないといったことが細かく書いてありま

す。今回のこのローマ字は、前期のまとめにはこういうことが多分書いていなかったためかもしれませんが、それが反映されないのかと思いました。読み上げますと、例えば、常用漢字表に関しては「この表は、都道府県名に用いる漢字及びそれに順じる漢字を除き、固有名詞を対象とするものではない」とか、4番に「過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない」とか、そういう文言がこのローマ字のつづり方についても書く必要があるような気がします、いかがでしょうか。

○森山主査

事務局から御説明をお願いいたします。

○武田主任国語調査官

ありがとうございます。おっしゃるとおり、これまでの内閣告示に倣いますと、「検討の整理」の中にはないことを加える必要があろうかと考えております。答申の案として整理をするときには、その辺りを加えてまた御意見を頂きたいと思えます。

少し難しいところもあって、例えば、「個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない」という言葉があります。これは正にそのとおりで、例えばローマ字で個人的に何かをお書きになるときに、内閣告示に縛られる必要はないのかもしれませんが。一方で、固有名詞を書くときにどうするかといったときに、今回の議論は、ローマ字は主に固有名詞に使われるということを前提にしていますので、固有名詞に及ぼさないとまで書いてしまってよいのかといったこともあろうかと思えます。その辺りのバランスを取りながら、現在でいう「検討の整理」の11に、個人の姓名、団体名等の表し方については、当事者の意思を尊重するというような記述がありますので、例えば固有名詞に関しては、「添え書き」の方でこの11の考え方を示すといった方法があるのかもしれませんが。

一方、常用漢字表が「過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない」と言っていたようなことは、これまでも踏襲して前書きに加える必要があるかと考えております。

○前田委員

分かりました。ありがとうございます。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○成川委員

今までの常用漢字表などでは「一般の社会生活」として法令、公用文といった具体例が出ていますが、今回の場合、私が携わっている新聞もそうですが、まずローマ字は出てこないのので例には入らないということになるかと思っています。長く議論になっていますが、パスポートの名前の書き方は今回の案と合っていない部分があります。この辺りはどうでしょうか。何か聞かれたときに答えられるようにしておく、もしくは齟齬がないようにする必要はあるかと感じました。

○森山主査

事務局から何かありましたら、お願いいたします。

○武田主任国語調査官

また後ほど御意見いただきたいと思いますが、これまで、「検討の整理」の 11 項でその辺りのことについては触れておりました。「前書き」なのか、「添え書き」なのかということはございますが、何らかの形で触れるということは内閣告示の中でも必要であろうと考えております。

○森山主査

ありがとうございます。

それでは、まず、それぞれの項目を「前書き」「添え書き」のどちらに置いていったらいいかについて、配布資料 6 を見ながら、具体的に確認していきたいと思えます。大きな位置付けのようなものを「前書き」、具体的な書き方のルールに当たるようなものが「添え書き」という形で理解をしておりますが、この 1～11 の位置付けに関して御意見はいかがでしょうか。

○成川委員

先ほど出ていた別項として独立の「添え書き」は、「前書き」にあった方がいいのではないかと思います。個人の姓名、団体名の書き表し方については、当事者の思いうんぬんのところは「添え書き」というより「前書き」ではないかと思います。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○古田委員

私も同じ意見です。個別のつづり方、具体的なことに関して「添え書き」という原則になっているのであれば、どのようなものにするかというのは議論が必要だと思いますが、これは全体に関わるポイントでもあるので、「前書き」にあるのが自然というか適当であるように思いました。

○森山主査

ありがとうございます。この現在御指摘いただいている 11 ですが、例えば「東京」の表記や「柔道」の表記といった、これまでの慣用との関係もお示ししているところです。位置付けの問題と、それから具体的な語例の問題なども含めて、慣用への対応をどうするかという非常に重要な部分でもあろうかと思いますが、この部分についても御検討いただければと思います。いかがでしょうか。

○古田委員

御指摘いただいたとおり、具体的な慣用のポイントも含まれるので、なかなか難しいところだと思います。大きな原則を「前書き」にまず載せて、多少内容が重複するとしても、「添え書き」で改めてより具体的な例を示しながら示すということもあるかと思えます。重要であるということに鑑みても、大枠の前提と、それからもう少し具体的なポイント、それこそ所管部署等に関する言及なども含めて、「前書き」と「添え書き」に分けて表記するのも、一つのやり方かと思いました。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、引き続き検討を進めるということで、事務局でも様々な例も含めて考えていただくということで進めていきたいと思えます。個人の自由意思等の尊重というのは非常に重要なことですが、ローマ字の場合、それが固有名詞等で使われることが多いということを考えますと、混乱を避けるためにはどうしたらよいかという観点も入ってくるので非常に難しい部分だと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

では、配布資料6について、補足の説明を事務局からお願いいたします。

○武田主任国語調査官

配布資料6について、これまでから少し変更したところがございますので、そこを御説明させていただきたいと思えます。

まず、「検討の整理」の5を御覧ください。これは長音に関するところで、例えば、イ列、それからエ列のところに括弧が付いていましたが、今回、括弧の形を変えました。これはIPA (International Phonetic Alphabet、国際音声記号) の発音のための記号を示す括弧と間違われまいというということで、括弧の形を変えています。

それから、9に「市役所前」という語例があります。「市役所前」は「-」（ハイフン）の使い方を示すための語例ですが、今までは、市役所というのは一般名詞として全て小文字にしていました。ただ、実際にはバス停であるとか駅の名前であるとか、そういったものであろうというということで、今回は頭文字を大文字にしています。

配布資料6の3ページには、これまで「さんま」という語例が挙がっていましたが、「さんま」をローマ字で見ることは余りないのではないかなという御意見もありました。いろいろ探したところ、建築に関わるものですが、ローマ字で「欄間」を紹介するときに実際に撥音をmで書くものとnで書くものと両方あることに気が増した。「さんま」を「欄間」に替えています。

そして、今回最も大きな変更点として、11の書き方をこのように変えてはどうかという案を御用意しています。この11に関してはこれまでいろいろな御意見を頂いていましたが、この文言をもって各府省庁と交渉してまいりましたので、変更するのを待ってくださいということをお願いしてきました。これを、もう少しシンプルにしつつ、内容は基本的に変わらないように変更しています。

例えばこれまでの「当該表記の所管部署等において」といった表現は、「この「ローマ字のつづり方」は、現状に混乱を来すことのないよう、外国語に基づいて国際的に通用している表記など、例に示すような各分野で用いることのある表記にまで直ちに及ぼそうとするものではない。ただし、それぞれにおいて改めて表記の在り方を検討するような場合には、従来の慣行を踏まえつつ、このつづり方を参考として適切に対応することが望ましい」というように変えています。

もう一つ、これまで「慣用による表記の例」「これまでの慣行を踏まえ」といった言い方を使っていました。例えば「東京」のローマ字表記について、「東京オリンピック」の「東京」を、長音符号を使って書くものは余り見ませんでした。一方で、JRの駅に行けば「」（マクロン）が付いているものが使われています。慣用という言い方を使ってしまうと、既にそれが定着しているというように見えかねないということがあり、ここを「各分野で用いることのある表記」というようにしています。

とはいえ、全体としては、これまで11で言ってきたことと同じことを言っているものとしてお考えください。「当該表記の所管部署等において」というような具体的な言い方については、「それぞれにおいて」としました。

もう一点は、これまで一つの項にまとまっていた個人の姓名、団体名等の書き表し方についての言及についてです。先ほど「前書き」といった御意見もありました

が、ここでは 11 の内容から独立させるということで例を作っています。

○森山主査

ありがとうございます。

配布資料 6 の 11 の部分については、後でもう一度独立して議論したいと思いますが、そこまでの部分で括弧の問題、例の挙げ方の問題といったこの辺りに関して確認しておきたいと思います。いかがでしょうか。

○前田委員

御説明よく分かりました。御説明の中でも指摘がありましたが、9 の「市役所」が大文字になっているのが少し気になりました。趣旨はよく分かりますので、このままでもいいかとは思いますが、やはり固有名詞でないものが大文字になるというのは混乱を招く気がしました。例えば「横浜市役所前」といったものであれば気にはならないのですが、いかがでしょうか。「県立病院」とか「県立病院前」のようなバス停などもありそうです。それも K を大文字にするのか、実際に現場の方はそういうことが問題にはなるのだろうとは思いますが。この答申の段階でそのような例を出してしまうことが気になりました。御説明の趣旨も分かりつつ、どちらがいいのか迷うところですが、この点申し上げたいと思います。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○山本（玲）委員

今の前田委員のお話を聞いていて、前にも言ったことがあります、少しお伝えしたいと思います。いろいろな地方に行ったときに見るバス停の名前などの中には、それこそ「市役所前」を「シティーホール前」などと、英語に直している地域もあります。「市役所前」という名前を使わないと外国の方には通じないし困るのに、何のためにローマ字に直しているのかというような用例が、日本中にあると思います。そういう中で、「市役所」を固有名詞として捉えるという提案はなかなか理解されにくいだろうと思います。

今、前田委員がおっしゃったように、もう少し分かりやすい固有名詞らしいもので「〇〇前」になるようなものをここでは挙げておき、可能であればどこかに、本来何のために固有名詞扱いをしていくのかということが段々伝わるようなことを書いていくということが将来的には必要かとは思いますが。今回は理解されにくいであろうということをお伝えしました。前田委員に賛成です。

森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

常盤委員

私もお二人の意見に賛成いたします。「Shiyakusho」で大文字だというようなことが、ここでどうしても挙げなければいけないかという点について、もう少し、語を取り替えるということを考えていただく必要があるかと考えます。大文字で始めるという例では「Kutani-yaki」というのが出ているので、そうではない、複合的によくつく例といったものを挙げていくと、より良い例になるのではないかと考えました。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○川口委員

今、〇〇前という部分が駅名や交差点名といったものを想定していらっしゃるのだと思いますが、駅名やバス停名の現状の表記とぶつかるのではないかという懸念があり、用語を選ぶときに気にする必要があるかと思いました。例えば「国会議事堂前」などがいいかと思ったのですが、「堂」をどう表記するのかという点があります。現行で東京メトロなどが使っているつづり方でなくて、この提唱するつづり方で長音を示さなくてはいけないといった、いろいろな問題が出てくるかと思いました。バス停名や駅名としての固有名詞というよりも、既に固有名詞のものに「前」と付けると問題は少ないと思います。ただ、その固有名詞が今どうつづりを扱っているのかというのも配慮しなければいけないので、〇〇前とは別の例は出せないでしょうか。

○森山主査

ありがとうございます。いろいろな御提案なども頂ければ、また有益かと思えます。何かありましたらお願いいたします。接尾辞などもあるでしょうか。また思い付かれたら事務局のほうへお知らせいただければ有り難いと思います。

ほか、いかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

次に、資料6の3ページ、11のところに関して、位置付けも含めて、更に深く討論していきたいと思います。いかがでしょうか。

○斎藤委員

前からあった部分で、今回の変更に関することではないのですが、気が付いたのでお伝えします。「外国語に基づいて」というのは少し意味がおかしいような気がします。その部分は削除して、混乱を来すことのないよう、「国際的に通用しているローマ字表記」、あるいは「国際的に通用している表記」などとした方がいいかと思いました。

○森山主査

ありがとうございます。事務局から何かありますでしょうか。

○武田主任国語調査官

ありがとうございます。承りました。

○森山主査

ほか、いかがでしょうか。

○川口委員

今の「外国語に基づいて」というのは、私はあった方がいいのではないかと思います。「国際的に通用している」というのは、日本発で慣例になっているのではなくて、しかし国際的に通用しているという意味でここは付けているのだと思いました。外国語というのは別に英語を念頭としているとは限らないのですが、ほぼほぼ英語でしょうか。この表現でないにしても、残しておいてほしいような気がします。今通用しているローマ字というのが、国語の表記のためではなくて、英語によっているとい

うことに無自覚に使われていると思うからです。

○斎藤委員

すみません。私が引っ掛かったのは、「外国の言語に基づく」という言い方の意味についてだったので、表現を変えればいいかと思います。

○川口委員

私もそう思います。表現はこのままでというわけではなく、「外国語の表記に基づいて」などでもいいでしょうか。

○斎藤委員

そうです。「外国語における表記…」といった文言でないと、意味がおかしいということです。

○川口委員

削除はせずに、何か表現を変えて残しておいていただけたらと思った次第です。

○森山主査

この部分、「外国語の表記に基づいて国際的に通用している表記など」のように修正してはどうかということですね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○長岡委員

この 11 について、二つに分けるというところについて、分かりやすくなっていいと思い賛同しております。

一つ目の「従来の慣行を踏まえつつ、このつづり方を参考として適切に対応することが望ましい」の、「このつづり方」というところに少し引っ掛かりました。「このつづり方による表記」という見出しよりは、「本表のつづり方に基づいた表記」という意味であれば、その方が分かりやすいかと思います。基本的には、左側の欄に本表に従ったつづり方を置いておいて、右側に各分野で用いることのある表記を置いておく方が、どちらかというで見やすいのではないかと感じました。

二つ目は、別項として独立させた「個人の姓名」のところですが、恐らく、先ほど御指摘もあったパスポートの書き方も関連するところかと思いますが、一方、これを小学校等で扱う場合には、名前の書き方が問題になると思うので、できればここにも何らかの例示があると分かりやすいかと思いました。

○森山主査

ありがとうございます。表の書き方も含めて、御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

○常盤委員

意味のことというより表現のことでの質問というか、私個人の使い方の問題かもしれないと思いながら申し上げます。この文章の 3 行目のところです。その前から読みますと、「例に示すような各分野で用いることのある表記にまで直ちに及ぼそうとするものではない」というところがあります。この「及ぼそうとするものではない」という言い方は常用漢字表にも出てきますが、個人の語感としては、その目的語という

か、「直ちに〇〇に」というようなことが必要な感じがします。「直ちに影響を」といった形の方が自分としては自然に感じるのですが、こういった文言の特徴としてこういう言い回しが普通なのかどうか、疑問に思いましたので申し上げました。

○森山主査

ありがとうございました。事務局から何かありますか。

○武田主任国語調査官

ありがとうございます。内閣告示の前例を参考にしているところがございますが、更に分かりやすい書き方ができればと思いますので、もし御提案があれば頂きたいと思います。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○成川委員

先日、新聞協会の用語の会議で、年に2回全国規模で行うもので、今こんなことを審議していますと紹介したときに、この「円」や「柔道」の表を説明したところ、これは今は「円」を「yen」と書くが、「en」と今後は書きましようということですねという質問が出ました。きちんとは読んでいない部分はあるのでしょうか。ただ、よく読むと、直ちに影響を及ぼさない、でも見直すときには参考にしてほしい、ではどうすればいいのか、というところがあります。

現実問題としては「円」は「yen」で仕方がないということだと思いますが、これを見て「en」にしろと受け取る人がいるということがあります。この辺はもう少しはっきりした方がいいかと、その意見を聞いて感じました。

○森山主査

「円」の問題について、事務局からいかがでしょうか。

○武田主任国語調査官

ありがとうございます。この「円」に関しては、意見募集をしたときに、例として挙げてはどうかといった御意見があり、それを反映したものです。一方で、「円」はこの「yen」という表記が広く定着していますので、混乱を及ぼすようなことがあるのは良くないのではないかとといったこともございます。そのような例は、落とす方がよいかとも思いますので、整理した上で御相談できればと思います。

○森山主査

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

○前田委員

三つほどあります。まず、先ほど長岡委員がおっしゃった、表の部分の左から2列目と3列目を逆にした方がいいのではないかとという御意見に、私も賛成です。例えば「東京」と書いてあって、今の英語風の「Tokyo」がぱっと見えますと、こう書くのが望ましいというように取られるのではないかと思います。初めに、今回提案する書き方、つまり3列目を出した方がいいという御意見だったと思いますが、私もそれに賛成します。

それから、1行目「この「ローマ字のつづり方」は」とかぎ括弧が付いています。先ほど参考資料1で他の内閣告示の例を見せていただいたところ、たまたまかもしれませんが、「外来語の表記」は二重かぎ括弧になっています。これはどちらがいいのか分からなくて、今の一重のかぎ括弧でもいいかとも思うのですが、この辺りを委員の皆様にも確認していただきたいというのが2点目です。

もう一つ、この「ローマ字のつづり方」のところで、例えばこれを「改定ローマ字のつづり方」としてはいけないのでしょうかというのが三つ目です。ほかの過去の例を見ると、どうも「改定」というのが全部落ちているようで、多分それに倣っているのだろと思いますが、ここは飽くまでも今回提案する新しいつづり方の話なので、それをきちんと書いた方がいいのではないかと思います。

その説明の4行目の最後に「このつづり方を参考に」とあり、先ほど長岡委員から御指摘があったと思います。ここも少しくどいかかもしれませんが、「改定ローマ字のつづり方」にして、表の「このつづり方による表記」というところも、2行になってしまっても「改定ローマ字のつづり方」というようにしつこく書くのはいかがでしょうか。

それに関わるのですが、最初の方の2です。これは削除される1に続いているので「本つづり方」になっていると思います。1がなくなるということなので、「2 本つづり方は」の「本つづり方」もきちんとお示しの方が紛れないのではないかと思います。

○森山主査

ありがとうございます。3点、御指摘いただきました。事務局から何かありますでしょうか。

○武田主任国語調査官

今の御意見について申し上げます。一つは「改定」を付けるかどうかということですが、先ほどおっしゃったように、内閣告示の段階では「改定」というのはこれまで全部落ちています。ただ、今回は答申ですので、答申の段階では、この「改定ローマ字のつづり方は」と言うことは可能であろうと思います。

内閣告示の段階になりますと、総理大臣の名前で示されますので、単純に文化庁・文部科学省だけの判断ということではなくなります。これまでの慣用、慣例というものを考えると「改定」という部分は、落ちるのではないかと思います。答申の段階では「改定」をそれぞれに書き足すということは是非考えたいと思います。

かぎ括弧の使い方については、「外来語の表記」は二重かぎ括弧になっています。実は公用文で二重かぎ括弧を使うのは特殊な例です。「外来語の表記」という表現には、一般的な意味での「外来語の表記」というのと、国語審議会の中で慣用とされていた外国の地名・人名の書き表し方を含むという意味での「外来語の表記」というものと、そしてこの平成3年に新たに示そうとする「外来語の表記」という3段階あった。その二つ目を一重の書き括弧、三つ目をこの内閣告示・答申として示すに当たって、あえて二重かぎ括弧を使って示したというような経緯があったようです。「ローマ字のつづり方」に関してかぎ括弧を使うとすれば、一重のかぎ括弧になるかと思いますが。

あるいは、先ほど参考資料1の「現代仮名遣い」のところを見ると「この仮名遣いは」というような書き方をしていますので、例えば「このつづり方は」と直してしまうというような考え方もあるかと思いますが。ただ、「改定」というのを一つ一つに付けたらどうかという御意見がありましたので、一重のかぎ括弧で「改定ローマ字の

つづり方」という形で整理し直したいと思います。

○森山主査

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

○村上委員

2点あります。この新しいローマ字のつづり方の表題が「改定ローマ字のつづり方」になるという話が冒頭ありましたが、その「改定」が、現場に下りてくるときには落ちているという理解でいいのでしょうか。そうすると、単に「ローマ字のつづり方」ということになるのでしょうかという疑問が一つです。

それと、11のところで、「この「ローマ字のつづり方」は…直ちに及ぼそうとするものではない」というのは、この「「ローマ字のつづり方」は」が主になって「直ちに及ぼそうとするものではない」が受けになっているわけですが、この受けるところまでが文章として長いので、それで読む方が混乱するのではないのでしょうか。これは、文章を分けて書いた方がいいのではないかという意見が一つです。

疑問と意見と、二つ申し上げました。

○森山主査

ありがとうございました。事務局からお願いいたします。

○武田主任国語調査官

1点目の御質問については、内閣告示になる段階では、これまで全て「改定」という言葉が落ちています。例えば昭和56年の常用漢字表も、現在用いられている平成22年内閣告示になった常用漢字表も、共に「常用漢字表」というわけです。私どもが説明をするときには、2代目の常用漢字表と言ったり、平成22年の常用漢字表というような言い方をしたりします。これまでの習慣としてはそのようになっていますので、現状では、内閣告示の段階では、つまり国民の皆さんに広く周知される段階では「改定」というのは落ちるとお考えいただくのがよろしいかと思います。

○森山主査

よろしいでしょうか。

○村上委員

それは分かりました。そうすると今までのローマ字表記に訓令式、ヘボン式、日本式といった言い方がされていますが、これはもうただの「ローマ字のつづり方」ということになるわけでしょうか。

○森山主査

事務局からお願いします。

○武田主任国語調査官

これは飽くまでも内閣告示の範囲ですので、例えば、常用漢字表に関して、漢字というのはごまんとあるわけですが、そのうちの2,136を常用漢字表にしています。その外のものは厳然として存在していて、社会では用いられている面もあります。ローマ字においても、例えば改定された「ローマ字のつづり方」というものが新たに示されたときに、それが一つのよりどころにはなるが、それ以前の表記というものもお使

いになる方もいらっしゃるし、それは、ここでお考えいただいていることがこちらにまで及ぶものではないということがあるかと思います。

お返事になっているかどうか分かりませんが、以上です。

○村上委員

そうすると、例えば日本式、訓令式、ヘボン式、ローマ字のつづり方、というような区別になるということでしょうか。

○武田主任国語調査官

それぞれの書き方の名称のようなものがある中、現在の内閣告示に関しては呼び方のようなものがないかもしれません。例えば令和の内閣告示に関しては、こういう言い方をするというようなことが今後広がっていくかもしれません。一方で、過去に行われ、現在もお使いになる方もいらっしゃる、訓令式であるとか、日本式、ヘボン式という言い方はそのまま残っていくのではないかと考えております。

○村上委員

そうすると、例えば、令和式といったように冒頭に付けるのはあり得るでしょうか。

○武田主任国語調査官

事務局で判断できるようなことではございませんが、これまでも内閣告示においては訓令式やヘボン式という言葉は使っておりません。こちらで呼び方をお決めいただくというようなことは、今までの例からすると考えにくいかとは思いますが。

○村上委員

分かりました。二つ目の 11 番のところの文章は手直しをして、3 行に続いているのを少し短文にした方が読みやすいかと思います。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○古田委員

新しい論点ではないのですが、先ほど常盤委員がおっしゃったことに賛成です。改めて今何度か読み直しているのですが、「直ちに及ぼそうとするものではない」とは何だろうかと気になってしまいました。「影響を及ぼすものではない」というのは曖昧であり、かつ強い言い方になってしまうと思いますので、元のとおり、「表記にまで直ちに変更を求めるものではない」というのが、今のところは分かりやすいですし、曖昧でもないもので、それで読み取りやすいかと思いました。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○棚橋委員

今、古田委員がおっしゃったところは、私もそういう変更がいいかと思いました。一般的にはこの書き方というのは、「直ちに〇〇に及ぼそうとするものではない」とか、「影響を」といったことが言いたいところなので、その部分は書いていただいた

方がいいかと思います。

別件ですが、長岡委員が御指摘になった点で、例の表の「各分野で用いることのある表記」と「このつづり方による表記」の2列目と3列目の順番です。賛成された方もいて、少し言いにくいのですが、今の並びの方が、「今書かれている書き方がこうだ、でも、変えるならこのように」ということで、分かりやすいかと思っております。それで、事務局には大変お手数ですが、並べ替えをしていただいた表を見せていただけると有り難いと思いました。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○山本（真）委員

取りまとめていただいているところ、申し訳ありません。別のところというか、先ほど少し話題に出て、そのままになったところで、「個人の姓名…」のところですね。この会議ではこのとおりであって、ほかのものに何かの影響を及ぼすものではない、混乱を来さぬように変更に対して慎重であるというわきまえだということをまず確認したいと思います。その上で、先ほど話題になったように、国語教育の現場などで、個人の姓名を書き表すことがいろいろ出てきます。そのときに、国語教育の現場であるとか、ほかにも話題になっていたパスポートといった言葉はここに示されていないわけですが、わきまえとしては、これまで議論いただいていたとおりであろうと思います。

一つ気になったのは、戸籍法などへ波及しないかという点です。例えば戸籍法で使えるのは、現状ですと漢字と片仮名、それから変体仮名を除く平仮名となっていますが、今回この改定案が出たことによって、戸籍法の中でローマ字も使えるのだといった誤解が生じるおそれもあります。そのようなことまで我々が言っているわけではないというわきまえも、どこかで話題にしておかなければいけないと思います。大きな話になってしまうところもありますが、この改定案が出たときに、「個人の姓名」という文言をぱっと見た方が、いろいろなことをその場で思われるかもしれません。そのときに、我々がどのようにわきまえしているのかをどこかで整理しておく機会があるといいと思いました。

○森山主査

ありがとうございます。事務局から何か、この点に関してあるでしょうか。

○武田主任国語調査官

今お話にあったような趣旨は、内閣告示の本体に書くのは難しいかもしれませんが、例えば答申の前書きなど、説明の部分にきちんと書いておくといったことも考えたいと思います。ありがとうございました。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

（→ 挙手なし。）

では、次の論点に移りたいと思います。配布資料4「ローマ字のつづり方に関する今期の審議のまとめ（令和7年3月11日 国語分科会）」の15ページからの付表を御覧ください。

付表は、今回の改定案の「本表」が掲げるつづり方と、「本表」にないつづり方と

の対照をするために、参考として示すものです。その際、本表にないつづりは、昭和29年に示された、現行の内閣告示の第1表及び第2表が掲げているつづりの範囲を取り上げています。

一方で、現行の内閣告示の第2表にある「kwa」「gwa」については、現在、付表には載せてありません。代わりに、最後に挙げる注1で簡単な説明を加えてあります。表内に入れない案でここまで進めてきましたが、現在も、例えば団体名のローマ字などでは、この「kwa」といったつづり方を正式に採用しているような場合があります。付表の外に出したままでよいのかどうかについて、改めて確認をしておきたいと思います。

この点、事務局から補足の説明がありましたらお願いいたします。

○武田主任国語調査官

今、森山主査が御説明くださったとおりですが、今回の改定案の「本表」は、おおよそ現行の内閣告示の第2表の上から5行目までを第1表の該当部分と入れ替えたものになります。このようにお話ししてもなかなか分かりにくいと思いますが、この付表のすぐ後、17ページにある現行の内閣告示を御覧いただきますと、第2表の上から5行に当たる部分と、それに該当する第1表のものを入れ替えたものが今回の本表に当たるものになるかと思います。

この付表に戻っていただきますと、付表は、現行内閣告示の第1表のうち、第2表の5行目までと対応するつづりが付表の真ん中の列に、第2表の6行目以降が右の列にあって、対照されているということになるかと思います。

先ほど主査からお話があったように、「kwa」「gwa」というのは、第2表にあったものですが、今、付表には入れていません。このことについて御意見を頂いておりますので、本日の論点の一つとしていただきました。

「kwa」「gwa」というのは、漢字の読みのうちに歴史的仮名遣いに直したときに「くわ」「ぐわ」と書くようなものに対応する、そういったものになるかと思います。合拗音などとも言われます。地域によっては今でも、この漢語の発音の使い分けが残っているということも言われております。先ほど主査からお話があったように、団体名、例えば関西学院大学では「関西」の部分でローマ字表記するときの語頭は「kwa」で書いているというような例があります。

そのような実態を受けて、注の1には、「kwa」は「ka」に、「gwa」は「ga」に対応するという説明を現段階では載せています。しかし、付表の中に載せてきませんでした。理由としては、一つは「くわ」「ぐわ」という仮名遣いがもう現在仮名遣いにはないということがあります。

それから、「kwa」「gwa」の側からであれば、本表で対応するのは「ka」だ、「ga」だということが言えるわけです。逆に「ka」「ga」という本表の側からは、同じ音として「kwa」「gwa」と書くこともあったというようには言いにくいところがあります。四つ仮名ですとか助詞の「wo」と比べて、別の音であると認識されていた側面が強いのではないかということです。それで、これまでは付表の本体には載せてこなかったということであろうかと思います。

一方で、現行内閣告示の表のうち、この「kwa」と「gwa」だけが付表から落ちているというところを説明する必要が生じるかもしれません。そうであれば、表に入れてしまった方がよりシンプルではないかといった御意見もあろうかと思います。

その辺りについて、今のままでよいか、あるいは、注をもう少し詳しくするというのがよいか、三つ目として、「kwa」「gwa」も、工夫をして付表の中に入れた方がよいか、その辺りについて御意見を頂ければと思います。

○森山主査

ありがとうございます。この点に関して、いかがでしょうか。

○川口委員

この付表の件、しばらく置いておいたからかもしれませんが、今改めて見ますと、「第2表の6行目以降に示されていたつづり」というのが分かりにくいと思いました。その文書をきちんと読んだ人しかこの表を理解しないわけですが、凡例の1に書いてあるように、「本表」と「本表」に掲げていないつづりとの関係を示すためとあって、いわゆる訓令式と言っていた第1表との関係を念頭に置いて、当初作ったのだろうと思います。一方、第2表としか書いてないところに、対応関係がないかのような記号が入っている表に見えてしまい、誤解を招くのではないかと思います。それに加えて、「kwa」「gwa」という合拗音はどこへ消えたのだろうと見えるかと思いました。

対照表ということで示すならば、例えば従来の合拗音の「kwa」というのを、今回示した「本表」のつづりでは直音化して「ka」と書くというふうに示したいのであれば、直音化したものを「本表」のつづりに挙げて、第2表の方に「kwa」という形で出すことになるでしょうか。右の列に第2表としか書いてない示し方自体に不足があるという気がします。

表というのは最初に直接的に見て印象に残るものなので、凡例にいろいろ書いてあったとしても、きちんと理解されないまま誤解が先行してしまうのではないかという気がします。その合拗音をこの表に入れるか入れないかというのも、表の示す意味や意義をまずきちんと決めないと、入れる、入れないというのは決められないのではないかと思います。

○森山主査

ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○武田主任国語調査官

今、川口委員から頂いた御意見などを参考に、また次回、御提案したいと思いますが、「kwa」「gwa」に関する課題があるということをお知り置きいただきたいと思います。

○川口委員

先ほど、第2表と書いてあるところの示し方が気になると言いました。そもそも「6行目以降」と限定していましたが、パブリックコメントを読んで思ったのが、ヘボン式に変えるのだという意見が先行していますよね。マスコミの報道などもそうです。そう単純な話ではなくて、そもそも「shi」や「chi」も第2表に存在していたのだということ自体を示した方がいいのではないかという気がします。例えば「本表に同じ」というのを、現在「-」が入っているところに入れてもいいのではないのでしょうか。私たちが考えている「改定ローマ字のつづり方」は、第2表を表に出してきたものなのだとすることを、この表で示してもいいような気がします。事務局にはお手数ですが、そういうパターンの表を作っていただくことはできるでしょうか。

○武田主任国語調査官

承知しました。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

この表の見せ方も含めて、またいろいろと検討していきたいと思います。

次の論点について御意見を頂きたいと思います。分かち書きについてです。前の期の最後の国語分科会で、分かち書きの考え方について御質問を頂きました。私自身も、分かち書きについては、何らかの対応が必要であろうということで、検討したいというお答えをいたしました。

ただ、その一方で、現行の内閣告示は、分かち書きについて全く触れていません。また、今回の改定は、ローマ字使用の在り方において、文や文章を書く機会が余りないということを前提に審議を進めてまいりましたので、これまで、その分かち書きの方法については具体的には取り上げてきませんでした。

現在のところ、公式にローマ字の分かち書きの考え方を示したルールはありません。かつて、国語審議会でも細かい審議が年数を掛けて行われましたが、結論は出ていません。

したがいまして、これまでの審議のとおり、また、現行の内閣告示に倣って、答申においては分かち書きの考え方までを示すことはしないということではないかと考えております。この点に関して御意見を頂きたいと思います。

では、参考資料 2 「ローマ字文の分かち書きに関する過去の検討例」にある分かち書きに関する過去の検討の例などについて、事務局からの御説明をお願いいたします。

○武田主任国語調査官

分かち書きにつきましては、度々話題にはなってまいりました。令和 4 年度から御審議いただけてきましたが、新たな考え方を整理するといった動きには、これまでならなかったと認識しております。一方で、今でも必要ではないかという御意見があるということも承知しております。

これまで分かち書きに関してどのようなことが検討されてきたのか、簡単にまとめたものが参考資料 2 です。これは国といいますか、旧文部省の話になります。まず、明治 33 年に羅馬字書方調査委員会で報告が示された中で、分かち書きの考え方が比較的詳細に示されています。この委員会には上田萬年氏などが入っていました。

戦後、学校教育においてローマ字をどのように導入するかという観点で「ローマ字文の書き方」が示され、その中に「分かち書きのし方」という部分があります。

その後、現行の内閣告示である「ローマ字のつづり方」と並行して、国語審議会が「分かち書き部会（わかち書き部会）」を作って分かち書きの在り方を検討しています。表記がそれぞれ違いますが、これはそれぞれ残っている報告書の書き方ですので、分かち書きという書き方自体もいろいろ揺れがあったというのを御覧いただきたいと思います。

この記録を見ますと、例えば昭和 27 年には、10 項目にわたった分かち書きの方法を示しています。これは、昭和 22 年の「ローマ字文の書き方」にある「分かち書きのし方」がベースになっていると思われます。

また、昭和 29 年 3 月には、半年くらい掛けて分かち書きに関する検討をしていますが、結局、A 5 版の本で 7 行程度になる報告しか出ていません。分かち書きについて「再検討のうえ決めることが適当」であるというような短い報告でした。

最後に、昭和 36 年のものです。こちらはかなり時間を掛けて検討が行われまし

た。特に助詞、助動詞、複合語の書き方が難しいということで、そのうちの助詞について、詳細な検討が行われていますが、結局、審議未了のままになって、一定の結論というものは示されてこなかったということがあります。

このように、分かち書きに関しては非常に難しい面がございまして、なかなか短時間で検討ができるというものではないであろうということがございます。一方で、昭和 22 年の「分かち書きのし方」のように、ある程度の考え方というものはこれまでも示されてきて、それがその後も引き継がれている面もあります。

今回のローマ字に関する審議においては、ローマ字の使用が現在は固有名詞などを中心に行われているということが、度々確認されてきました。いろいろな調査においても、ローマ字で文や文章を書くということは余り行われていないという結果があります。また、学校教育においても、昭和 22 年の時点では想定されていましたが、今は文や文章を書くというところまでの指導については、学習指導要領に基づいて統一的行われているといった状況にはありません。

現行の内閣告示においても、分かち書きの考え方は示されておりませんので、今回の大臣諮問に対する答申においては、これまでどおり、分かち書きについての具体的な考え方を示すところまでは踏み込まないというのが妥当ではないかと考えております。もし今後、広く社会全体でこういったルールが求められるような場合には、改めてその対応について、国語分科会で御検討いただきたいと思います。

現段階では、改定されたローマ字のつづり方について、文化庁として広く周知していくという段階がございしますので、そのときに、国語分科会に御相談しながら、これまでの分かち書きに関する資料などを参考としてお示ししていくといったことを考えてまいりたいと思います。そのような対応でよいか、御意見を頂けますと幸いです。

○森山主査

ありがとうございます。時間の関係もありますので、御質問、御意見も共に伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○古田委員

今の説明を伺いまして、例えば今年度中に議論してまとめるというのは現実的ではないというのもよく分かりますし、公開の答申の中で盛り込むということは難しいというのは納得しています。他方で、ローマ字に関する話題をふだん茶飲み話にすると、文ではなくて、例えば信濃川の「shinano」と「gawa」の間に「-」（ハイフン）を入れるか入れないとか、あるいは、私のなじみのあるところでは、本の題名をどのように表記するかとか、文ではないけれども複合語というか、例えばゼミの研究などに示す際に、どういう表記をするかというのは結構皆さん悩んでいたりと、実際ばらばらだったりして、不便、混乱も生じています。

例えば過去の分かち書きに関する議論を整理して、答申ではなく、今回の答申に伴って何かしらもう少し分かりやすく一般に広報するとか、これまで Q & A を作るという話も出ていましたので、そういうところで示していくことは、実際の需要もあるでしょうし、必要があると思います。そうした書き方自体に関して、こちらで何か一般的な方針を示すというよりは、これまでの議論の整理といった形で、分かりやすく資料を示すというようなことが必要かと思いました。

○森山主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○村上委員

これはできるかどうかというのは除いて、意見として申し上げておきたいと思います。外国から日本に働きに来る方たちが増えてきて、それもいろいろな国からの人たちが来ています。彼らがコミュニケーションを取る方法は何かということ、片言の日本語なのです。それも、平仮名や漢字が書けるレベルではないので、ローマ字で書くことがあるのです。

現在使われているローマ字は、確かに単語レベルが主になっているようです。しかし、将来的にローマ字で文章を書く人たちが出てくるとするのは、可能性としては非常にあり得ることです。今回それを正面からやらないにしても、何かしら目安のようなものは付けた方がいいのではないかというのが私の意見です。

○森山主査

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

○木村委員

分かち書きには、いろいろな考え方があろうかと思っています。例えば、「桜が咲いた」をローマ字で書いてみましょうと授業で話をするのですが、これとて本当に多様な回答があって、いろいろ参考になるところです。今回は、文や文章まで踏み込まずに名詞などを中心に進めるということであったと理解をしています。具体的に示すことは、時間的なことも含めて非常に難しいと思っています。まずQ&Aなどで示すことは必要かと思いますが、全体的なものは厳しいというように感じております。

○森山主査

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

○山本（玲）委員

様々な国の方と接する中でいつも、それぞれの母語に近い形のローマ字を勝手に考えて使っている方がほとんどです。余り細かいルールをこちらが提案してしまうと、それが逆に混乱を巻き起こすのではないかと思いますので、踏み込まないという方に賛成です。

○森山主査

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

○成川委員

私は村上委員に賛成でして、どんなときに使うかと考えると、平仮名を覚える前段階の人に、例えば行政の広報で津波が来たらどうしようというときにローマ字が使われるのだらうと思います。そうすると、何かしら目安はあった方がいいかと思います。その際には、日本語教育の専門家が現場でどうなさっているか、日本人にとって分かりやすいということではなくて、平仮名を覚えていないレベルの非母語話者が分かりやすいという観点で示す必要があるかと思います。慌てて考えるのではなくても、何かあった方がいいのだらうと考えます。

○森山主査

ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。

（ → 挙手なし。）

この問題、非常に大切な問題ですが、内容的に大きな問題でもあろうかと思えます。時間的なことも含めて、今回の答申の段階で分かち書きについての具体的な考え方を示すことができるかどうかという、それは現実的に難しいのではないかとはいえますが、日本語教育のことなどを考えると、重要な問題であることに違いはありません。

具体的な考え方を示すことはしないということにまずはしておいて、その事情については答申の説明の中に書き加え、また今後、課題としていくということで行くのがいいかと考えますが、いかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

また、事務局で答申の解説などをしていくときに、過去の資料などに基づいて参考となる情報を提供していただくということ、この辺りを検討していただきたいと思います。

以上で、こちらで準備した論点については、御議論いただいたことになります。そのほか、配布資料4の前の期の「審議のまとめ」の内容等について、何かおっしゃりたいこと、意見交換しておいた方がよいことなどありましたら、よろしくお願いいたします。

(→ 挙手なし。)

それでは、今回、御議論いただいたことを基に更に内容を詰めてまいりたいと思います。引き続き、よろしくお願いいたします。

本日も活発な御議論、ありがとうございました。本日のローマ字小委員会はこれで閉会とさせていただきます。